

産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書 添付書類一覧

(施行規則第 1 2 条の 1 1 の 2 第 2 項各号)

番号	適用される処分場の種類			書類の名称																											
	遮断型	管理型	安定型	書類の作成要領																											
1	遮	管	安	<p>当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>・方角、寸法、工作物・構造物の材質、覆土の厚さ、覆土表面の状態等を記入し、廃止の基準及び維持管理に関する計画に適合していることが確認できる内容とすること。</p> <p>・最終処分場及び埋立地の境界、埋立終了時までには廃棄物を埋め立てた範囲を明示すること。</p>																											
2	遮	管	安	<p>当該最終処分場の周辺の地図</p> <p>・方角及び縮尺を明らかにすること。</p> <p>・公共の道路、基準点など、測地座標系における位置が確定できる構造物を含めた地図とすること。</p> <p>・最終処分場及び埋立地の境界、埋立終了時までには廃棄物を埋め立てた範囲を明示すること。</p>																											
3	遮	管	安	<p>地下水（等）の水質検査の結果を記載した書類</p> <p>最終処分場の種類ごとに下表に掲げる検査の結果とすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処分場の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査頻度（及び添付する結果の期間）</th> <th>検査対象</th> <th>根拠条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">遮断型</td> <td>電気伝導率及び塩化物イオン濃度</td> <td>埋立処分開始前及び月 1 回以上（当該申請前 2 年以上とする。）</td> <td rowspan="3">地下水等（ 1 ）</td> <td>最終処分基準省令第 2 条第 2 項第 1 号によりその例によることとされた同令第 1 条第 2 項第 1 0 号(下欄に掲げる結果以外の項目)</td> </tr> <tr> <td>地下水等検査項目（重金属、有機塩素系化合物、農薬等）</td> <td>埋立処分開始前及び年 1 回以上（期間は同上）</td> <td>基準省令第 2 条第 3 項第 1 号の規定において準用する同令第 1 条第 3 項第 5 号</td> </tr> <tr> <td>地下水等検査項目、その他の測定項目（ダイオキシン類等）</td> <td>電気伝導率または塩化物イオン濃度の異状時</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">管理型</td> <td>電気伝導率及び塩化物イオン濃度</td> <td>埋立処分開始前及び月 1 回以上（当該申請前 2 年以上とする。）</td> <td rowspan="3">地下水等（ 1 ）</td> <td>基準省令第 2 条第 2 項第 3 号によりその例によることとされた同令第 1 条第 2 項第 1 0 号（下欄に掲げる結果以外の項目）</td> </tr> <tr> <td>地下水等検査項目</td> <td>埋立処分開始前及び年 1 回以上（期間は同上）及び電気伝導率または塩化物イオン濃度の異状時</td> <td>基準省令第 2 条第 3 項第 3 号の規定において準用する同令第 1 条第 3 項第 5 号</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>同上</td> <td>（ 2 ）</td> </tr> </tbody> </table>	処分場の種類	検査項目	検査頻度（及び添付する結果の期間）	検査対象	根拠条文	遮断型	電気伝導率及び塩化物イオン濃度	埋立処分開始前及び月 1 回以上（当該申請前 2 年以上とする。）	地下水等（ 1 ）	最終処分基準省令第 2 条第 2 項第 1 号によりその例によることとされた同令第 1 条第 2 項第 1 0 号(下欄に掲げる結果以外の項目)	地下水等検査項目（重金属、有機塩素系化合物、農薬等）	埋立処分開始前及び年 1 回以上（期間は同上）	基準省令第 2 条第 3 項第 1 号の規定において準用する同令第 1 条第 3 項第 5 号	地下水等検査項目、その他の測定項目（ダイオキシン類等）	電気伝導率または塩化物イオン濃度の異状時		管理型	電気伝導率及び塩化物イオン濃度	埋立処分開始前及び月 1 回以上（当該申請前 2 年以上とする。）	地下水等（ 1 ）	基準省令第 2 条第 2 項第 3 号によりその例によることとされた同令第 1 条第 2 項第 1 0 号（下欄に掲げる結果以外の項目）	地下水等検査項目	埋立処分開始前及び年 1 回以上（期間は同上）及び電気伝導率または塩化物イオン濃度の異状時	基準省令第 2 条第 3 項第 3 号の規定において準用する同令第 1 条第 3 項第 5 号	ダイオキシン類	同上	（ 2 ）
処分場の種類	検査項目	検査頻度（及び添付する結果の期間）	検査対象	根拠条文																											
遮断型	電気伝導率及び塩化物イオン濃度	埋立処分開始前及び月 1 回以上（当該申請前 2 年以上とする。）	地下水等（ 1 ）	最終処分基準省令第 2 条第 2 項第 1 号によりその例によることとされた同令第 1 条第 2 項第 1 0 号(下欄に掲げる結果以外の項目)																											
	地下水等検査項目（重金属、有機塩素系化合物、農薬等）	埋立処分開始前及び年 1 回以上（期間は同上）		基準省令第 2 条第 3 項第 1 号の規定において準用する同令第 1 条第 3 項第 5 号																											
	地下水等検査項目、その他の測定項目（ダイオキシン類等）	電気伝導率または塩化物イオン濃度の異状時																													
管理型	電気伝導率及び塩化物イオン濃度	埋立処分開始前及び月 1 回以上（当該申請前 2 年以上とする。）	地下水等（ 1 ）	基準省令第 2 条第 2 項第 3 号によりその例によることとされた同令第 1 条第 2 項第 1 0 号（下欄に掲げる結果以外の項目）																											
	地下水等検査項目	埋立処分開始前及び年 1 回以上（期間は同上）及び電気伝導率または塩化物イオン濃度の異状時		基準省令第 2 条第 3 項第 3 号の規定において準用する同令第 1 条第 3 項第 5 号																											
	ダイオキシン類	同上		（ 2 ）																											

				地下水（等）の水質検査の結果（つづき）																														
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>処分場の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査頻度 （及び添付する 結果の期間）</th> <th>検査 対象</th> <th>根拠条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定型</td> <td>地下水等検査項目</td> <td>埋立処分開始前 及び年1回 （当該申請前2年 以上とする。）</td> <td>地下 水</td> <td>基準省令第2条第2項 第2号八及び第2条第 3項第2号ロ</td> </tr> </tbody> </table>	処分場の種類	検査項目	検査頻度 （及び添付する 結果の期間）	検査 対象	根拠条文	安定型	地下水等検査項目	埋立処分開始前 及び年1回 （当該申請前2年 以上とする。）	地下 水	基準省令第2条第2項 第2号八及び第2条第 3項第2号ロ																				
処分場の種類	検査項目	検査頻度 （及び添付する 結果の期間）	検査 対象	根拠条文																														
安定型	地下水等検査項目	埋立処分開始前 及び年1回 （当該申請前2年 以上とする。）	地下 水	基準省令第2条第2項 第2号八及び第2条第 3項第2号ロ																														
4		管	安	<p>保有水等または浸透水の水質検査の結果を記載した書類。</p> <p>最終処分場の種類ごとに下表中欄の規定による検査の結果とすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処分場の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査頻度 （及び添付する 結果の期間）</th> <th>検査 対象</th> <th>根拠条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮断型</td> <td>（対象外）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">管理型</td> <td>排水基準等の項目</td> <td>6月に1回以上 （当該申請の直前の 2年以上にわたり実 施したもの）</td> <td rowspan="2">保有水 等</td> <td rowspan="2">基準省令第2条 第3項第3号の 規定において準 用する同令第1 条第3項第6号</td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度・ BOD・COD・SS・T-N</td> <td>3月に1回以上 （期間は同上）</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>年1回以上 （期間は同上） （当該申請の直前）</td> <td>放流水</td> <td>（2）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定型</td> <td>地下水等検査項目 、BOD(20ppm)</td> <td>（当該申請の直前）</td> <td>浸透水</td> <td>基準省令第2条 第3項第2号ハ</td> </tr> <tr> <td>排水基準等の項目 （ダイオキシン類 を含む）</td> <td>（当該申請の直前の 2年以上の期間にお いて実施した結果）</td> <td>放流水</td> <td>（4）</td> </tr> </tbody> </table>	処分場の種類	検査項目	検査頻度 （及び添付する 結果の期間）	検査 対象	根拠条文	遮断型	（対象外）				管理型	排水基準等の項目	6月に1回以上 （当該申請の直前の 2年以上にわたり実 施したもの）	保有水 等	基準省令第2条 第3項第3号の 規定において準 用する同令第1 条第3項第6号	水素イオン濃度・ BOD・COD・SS・T-N	3月に1回以上 （期間は同上）	ダイオキシン類	年1回以上 （期間は同上） （当該申請の直前）	放流水	（2）	安定型	地下水等検査項目 、BOD(20ppm)	（当該申請の直前）	浸透水	基準省令第2条 第3項第2号ハ	排水基準等の項目 （ダイオキシン類 を含む）	（当該申請の直前の 2年以上の期間にお いて実施した結果）	放流水	（4）
処分場の種類	検査項目	検査頻度 （及び添付する 結果の期間）	検査 対象	根拠条文																														
遮断型	（対象外）																																	
管理型	排水基準等の項目	6月に1回以上 （当該申請の直前の 2年以上にわたり実 施したもの）	保有水 等	基準省令第2条 第3項第3号の 規定において準 用する同令第1 条第3項第6号																														
	水素イオン濃度・ BOD・COD・SS・T-N	3月に1回以上 （期間は同上）																																
	ダイオキシン類	年1回以上 （期間は同上） （当該申請の直前）	放流水	（2）																														
安定型	地下水等検査項目 、BOD(20ppm)	（当該申請の直前）	浸透水	基準省令第2条 第3項第2号ハ																														
	排水基準等の項目 （ダイオキシン類 を含む）	（当該申請の直前の 2年以上の期間にお いて実施した結果）	放流水	（4）																														
5		管	安	<p>廃石綿等（管理型最終処分場の場合のみ）又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面</p> <p>・平面図及び断面図（埋め立てた範囲の全体にわたり断面の形状が明らかとなるよう必要に応じて複数の断面図により表現すること）において、寸法を記入して作成すること。</p> <p>・廃石綿等と石綿含有産業廃棄物との埋立範囲は、できる限り区別して示すこと。</p> <p>・基準点等、測地座標系における位置が確定できる構造物との位置関係を示すこと。</p>																														
6	遮	管	安	<p>その他参考となる書類又は図面</p> <p>必要に応じて、以下に掲げる書類、その他最終処分場跡地が適正な状態であることの確認のために必要となる書類を添付するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止の基準への適合状態を確認した維持管理の結果その他の記録（基準適合表、ガスの発生状況及び地中温度等の測定結果等） ・当該申請時点の最終処分場の状況を示す写真 ・最終処分場跡地の利用方法（緑地等）を明らかにする書類 ・廃止後の土地管理者氏名・名称及び住所 																														

- 1 「地下水」は、陸上埋立を行う最終処分場において埋立地からの浸出液（安定型最終処分場の場合は浸透水）による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水をいう。
「地下水等」は、「地下水」に加え、水面埋立処分を行う最終処分場において埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断できる2以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水を含めたものをいう。
- 2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（H12.8.14 総・厚令3）の規定に基づく測定。
- 3 生活環境に支障を及ぼさないことを確認するために測定するものとする。
- 4 法施行令第6条第1項第3号ホにおいてその規定の例によることとされた法施行令第3条第3号ロの規定による施行規則第1条の7の3第3号に定める浸出液処理設備を設置している場合の放流水について測定するものとする。